

	建築してはならない建築物	区 別		
		リゾート	浴 道	自然共生
1	危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（地下貯蔵槽により石油類を貯蔵する場合を除く。） 〔令第130条の9の表中〕 ※1 商業地域欄に掲げる量を超える ※2 準居住地域欄に掲げる量を超える	▲ ※1	▲ ※1	▲ ※2
2	店舗、飲食店その他これらに類するもの 〔その用途に供する部分の床面積の合計〕 ※1 500平方メートルを超えるもの ※2 150平方メートルを超えるもの		▲ ※1	▲ ※2
3	カラオケボックスその他これに類するもの ※1 ホテル又は旅館に附属するものを除く。	▲ ※1	●	●
4	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （※ ゲームセンターを除く。）	▲ ※	●	●
5	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定するもの		●	●
6	キャバレー、料理店その他これらに類するもの	●	●	●
7	個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの	●	●	●
8	自動車教習所	●	●	●
9	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に規定するもの		●	●
10	ホテル又は旅館		●	●
11	事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの		●	●
12	畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	●		
13	危険性や環境を悪化させるおそれのある工場 〔法別表第2（と）項第3号に掲げる工場（石材を除く。）〕			●
14	危険性や環境を悪化させるおそれのある工場 〔法別表第2（ぬ）項第3号に掲げる工場〕 ※1 ドライクリーニング、物品の漂白を除く ※2 せっけんの製造を除く	▲ ※1	●	▲ ※2
15	危険性や環境を著しく悪化させるおそれのある工場 〔法別表第2（る）項第1号に掲げる工場〕	●	●	●
16	倉庫業を営む倉庫	●		

	築造してはならない工作物	区 別		
		リゾート	浴 道	自然共生
1	鋳物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用する用途に供する工作物	●	●	●
2	レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用する用途に供する工作物	●	●	●
3	アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造に供する工作物	●	●	●